

肥料制度見直しに関するQ & A

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

(令和2年4月)

～目次～

<制度見直し全般に係る事項>

- 1 配合規制の見直しや原料帳簿の備付けなど、今回の制度見直しはいつから施行されるのですか。
- 2 新たな制度に対応するための周知期間はどの程度あるのですか。また、新たな制度の施行後、従来の表示等も認める経過措置はあるのですか。

<配合に関する規制の見直しに係る事項>

(配合の組合せ、加工方法について)

- 3 指定混合肥料において、農林水産大臣が定める方法による加工とは具体的にどのようなものですか。また、どのような材料が使用可能となるのですか。指定化成肥料については、水以外の造粒促進材の使用は可能ですか。
- 4 指定混合肥料において、登録期間3年のものと6年のものを混合することは可能ですか。
- 5 指定混合肥料について、一定期間経過後も品質が低下するおそれがない配合又は加工を認めるよう検討中とのことですが、「一定期間」とは具体的にどの程度の期間ですか。また、品質が低下するおそれがないことをどのように確認すればよいのですか。

(保証値、表示について)

- 6 指定配合肥料を分析値で保証する場合、成分切れ肥料と成分過剰肥料を配合しても生産できてしまいますが、これはどのように防ぐのですか。
- 7 指定混合肥料の成分保証については、分析値による保証と設計値による保証のどちらでも構わないのですか。
- 8 特殊肥料と普通肥料の測定方法が違うものがありますが、どのようにするのか明確にしてほしい。
- 9 分析値による保証を行う場合、どの時点での肥料サンプルを分析する必要があるのですか。また、分析に当たっては、第三者機関による分析が必要なのですか。

- 1 0 土壌改良資材入り指定混合肥料の表示では、ゼオライトの CEC 等の表示はしてはいけないのですか。
- 1 1 指定配合肥料のペレットを水造粒した場合の保証票の様式について教えてほしい。
(今までは指定配合肥料の保証票でもよいと認識していましたが、指定化成肥料の様式にしなければいけないのでしょうか。)
- 1 2 指定混合肥料について、保証すべき成分の最小量や含有が許される有害成分の最大量の基準はありますか。
- 1 3 配合規制の見直しにより、従来、化成肥料として公定規格に定められていた肥料については廃止され、全て指定混合肥料に移行する必要がありますか。
- 1 4 保証票の一部ウェブ表示について、利用する際の利用料などの負担はありますか。

(届出について)

- 1 5 指定混合肥料の届出事項や届出先を教えてください。また、届出に当たって収入印紙は必要ですか。
- 1 6 既に届出を行っている指定配合肥料について、新たに届出が必要ですか。また、保証票の様式を変更する必要がありますか。
- 1 7 現行の指定配合肥料においても水造粒は認められていますが、今後このような肥料は指定化成肥料として届出が必要ですか。
- 1 8 令和 2 年度中に、オンライン上で指定配合肥料の生産や登録事項の変更に係る届出等が可能となるとのことですが、登録申請はオンライン上ではできないのですか。また、都道府県に対する届出等についても同様にオンライン化されるのですか。

<原料管理制度に係る事項>

(原料帳簿について)

- 1 9 原料帳簿に記録すべき具体的事項について教えてください。また、購入する原料肥料の保証票も合わせて保管・管理する必要がありますか。
- 2 0 生産事業者が独自に作成・保管している帳簿についても、必要な項目が記載されていれば原料帳簿として認めてもらえるのでしょうか。

- 2 1 原料帳簿の備付けの方法について、紙媒体や電子媒体等の制限はありますか。
- 2 2 輸入肥料が他の肥料の原料として使用されるかどうかについては、販売先の工場でないと分かりませんが、そのような場合でも帳簿が必要ですか。
- 2 3 原料帳簿に記録する原料名は正式名称でないといけないのですか。照合一覧等があればペットネーム等で記録してもよいのですか。
- 2 4 原料帳簿の備付け義務に違反した場合の罰則について教えてほしい。
- 2 5 原料帳簿の備付けは、すべての肥料事業者が対象となるのでしょうか。輸入業者や外国登録生産事業者であっても帳簿の備え付け義務の対象となるのでしょうか。

(原料規格について)

- 2 6 原料規格については、原料だけでなく使用できる材料についても定められるのですか。
- 2 7 公定規格と原料規格の違いは何ですか。
- 2 8 原料規格に含まれない産業副産物由来原料を利用したい場合の手続きはどうなるのですか。
- 2 9 原料規格制度の導入により、既に登録を取っている肥料の原料・材料が今後利用できなくなる可能性がありますか。

<表示基準の設定に係る事項>

- 3 0 被覆肥料の緩効性に関する表示基準について、具体的な内容を教えてほしい。
- 3 1 意図しない虚偽宣伝を未然に防ぐため、虚偽宣伝に該当する具体的な事項を例示してほしい。また、チラシ等の内容について事前に相談することは可能ですか。

<その他の事項>

- 3 2 「汚泥」という名称は、負のイメージが強く、有害重金属を含んでいなくても肥料原料として利用しにくいと考えますが、「汚泥」の名称は変更しないのですか。

- 3 3 食品工場から出される排水を処理した汚泥を指定混合肥料として配合可能とできるか検討中とのことですが、検討スケジュールを教えてください。関連して、食品工場から出される排水を処理した汚泥のように、内容が一定で成分も安定しているものだけでも「汚泥」の名称は変更しないのですか。
- 3 4 化学肥料と堆肥とでは、単位面積当たりの必要量（施用量）が大きく異なりますが、両者を混合した肥料の製造や利用に関してどのようなイメージを持っているのですか。
- 3 5 保証票のフォントサイズが8以上とありますが、測定方法は定められているのですか。
- 3 6 農家自身による肥料の配合は、施用者委託配合であり、肥料法の規制の対象外であるという理解でよいですか。
- 3 7 施用者委託配合の一農家の定義はどこまでですか。
（営農法人も一農家としてよいのですか。）
- 3 8 輸入原料が原因で何らかの問題が発生した場合、その原料を使用した肥料製造業者も違反に問われるのですか。
- 3 9 今回の見直しによって、輸入肥料中の有害成分に関する規制は変更されますか。

～肥料制度見直しに関するQ & A～

1 配合規制の見直しや原料帳簿の備付けなど、今回の制度見直しはいつから施行されるのですか。

答： 配合規制の見直しや法律の題名変更は、改正法が公布された2019年12月4日から1年以内に施行することとなっています。現時点では、関連する政省令等を2020年8月頃に公布し、同年12月頃に施行することを目指しています。

原料管理制度や表示基準については、2019年12月4日から2年以内に施行することとなっています。対応に向けた準備期間が必要となるため、現時点では、関連する政省令等を2020年12月頃に公布し、それから1年後の2021年12月頃に施行することを目指しています。

2 新たな制度に対応するための周知期間はどの程度あるのですか。また、新たな制度の施行後、従来の表示等も認める経過措置はあるのですか。

答： 新たな制度の内容については、パブリックコメントやTBT通報などの手続きが公布の1～2ヶ月前に行われますが、それ以前においても、見直しの方向性が決まったものから順次、説明会等を通じて事業者の皆様にも明らかにしていきたいと考えております。改正法の公布から1年以内に施行するものについては、2020年8月頃の公布から同年12月頃の施行までの約4ヶ月間、改正法の公布から2年以内に施行するものについては、2020年12月頃の公布から翌年12月頃の施行までの約1年間を周知期間として確保できるよう、見直しを進めているところです。

なお、制度見直しが過剰な負担とならないよう、一定期間、従来の表示等を認めるなどの経過措置についても皆様からのご意見を聞きつつ検討を進めていきたいと考えております。

3 指定混合肥料において、農林水産大臣が定める方法による加工とは具体的にどのようなものですか。また、どのような材料が使用可能となるのですか。指定化成肥料については、水以外の造粒促進材の使用は可能ですか。

答： 現在、化成肥料の製造時に行われている造粒などの加工を可能とする予定です。

また、使用可能な材料については、これまでの化成肥料での使用実績を勘案し、りん酸液や硫酸、アンモニア等の造粒促進材や固結防止材、組成均一化促進材などの材料の使用を認める予定です。

4 指定混合肥料において、登録期間3年のものと6年のものを混合することは可能ですか。

答： 配合による品質低下のおそれがある肥料や組合せについては、省令で一定の制限を設けることとしています。このため、この制限に則っていれば、登録の有効期間が3年の肥料と6年の肥料を混合して指定混合肥料を生産することは可能です。

5 指定混合肥料について、一定期間経過後も品質が低下するおそれがない配合又は加工を認めるよう検討中とのことですが、「一定期間」とは具体的にどの程度の期間ですか。また、品質が低下するおそれがないことをどのように確認すればよいのですか。

答： 一定期間については、製造後おおむね一か月後を想定していますが、現在検討中です。また、確認方法ですが、例えば、一定期間経過後の当該指定混合肥料に含まれる成分量（分析値）と、配合前の原料の保証成分量に配合割合を乗じて得た値の和など（理論値）を比較し、例えば、分析値が理論値の2割以内の減に留まっていることを確認することで、品質が低下しないこととする等の方法を検討中です。

6 指定配合肥料を分析値で保証する場合、成分切れ肥料と成分過剰肥料を配合しても生産できてしまいますが、これはどのように防ぐのですか。

答： 指定配合肥料は、登録済み肥料のみを配合した肥料であり、その原料となる肥料は登録の要件を満たしていることが前提です。成分切れの肥料は、登録の要件を満たしていないため、そもそも原料として使用することはできません。配合に関する違反については、これまでの指定配合肥料と同様、立入検査によって確認することとなります。

7 指定混合肥料の成分保証については、分析値による保証と設計値による保証のどちらでも構わないのですか。

答： 指定混合肥料のうち、成分保証を行う肥料には、①従来の指定配合肥料、②登録済み肥料のみを配合し、造粒等の加工を行った指定化成肥料があります。

このうち、①については、設計値による保証と分析値による保証の両方が選択可能となります。

②については、加工にあたって様々な原料の組合せや材料の使用を可能とする予定であることから、分析値による保証のみとなります。

なお、指定配合肥料及び指定化成肥料は、配合により品質が低下しないことが前提であるため、配合前の原料の保証分量に当該原料の配合割合を乗じて得た値（設計値）の和の80%以上で保証する必要があります。

8 特殊肥料と普通肥料の測定方法が違うものがありますが、どのようにするのか明確にしてほしい。

答： 令和2年4月1日以降、全ての肥料の主成分や有害成分等の分析方法は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが定める「肥料等試験法」によることとなりました。「肥料等試験法」の中で、成分ごとの分析方法や分析可能な肥料の種類が記載されていますので、それらを参考に分析方法を決定してください。

なお、指定混合肥料の主成分や有害成分等の分析方法についても、「肥料等試験法」によることを検討しています。

9 分析値による保証を行う場合、どの時点での肥料サンプルを分析する必要があるのですか。また、分析に当たっては、第三者機関による分析が必要なのですか。

答： 分析値による保証を行う場合は、最終製品の分析値を踏まえて保証することになります。分析の精度が保たれるのであれば、自社で分析しても、第三者機関に分析を依頼しても問題ありません。

10 土壤改良資材入り指定混合肥料の表示では、ゼオライトの CEC 等の表示はしてはいけないのですか。

答： 土壤改良資材入り指定混合肥料は肥料でもあり、土壤改良資材でもあります。CEC などの土壤改良効果の指標を表示することについて、肥料法に基づく保証票で表示することはできません。こうした肥料の地力増進法に基づく土壤改良資材の表示の取扱については、今後、担当部局と検討して参ります。

※CEC : 陽イオン交換容量

※肥料法 : 改正後の肥料の品質の確保等に関する法律をいいます（以下同じ）。

11 指定配合肥料のペレットを水造粒した場合の保証票の様式について教えてほしい。

（今までは指定配合肥料の保証票でもよいと認識していましたが、指定化成肥料の様式にしなければいけないのでしょうか。）

答： 登録済み肥料のみを原料として配合した肥料を水造粒した肥料については、引き続き指定配合肥料とする方向で検討しており、この場合、保証票の様式は、現行の指定配合肥料の様式をそのまま使用できることとする予定です。

1 2 指定混合肥料について、保証すべき成分の最小量や含有が許される有害成分の最大量の基準はありますか。

答： 指定混合肥料の中で、成分保証を行うものとして、①従来の指定配合肥料、②登録済み肥料のみを配合し、造粒等の加工を行った指定化成肥料がありますが、指定配合肥料及び指定化成肥料は、配合により品質が低下していないことが前提であるため、配合前の原料の保証分量に当該原料の配合割合を乗じて得た値（設計値）の和の80%以上で保証する必要があります。

また、指定配合肥料や指定化成肥料には有害成分の基準はありませんが、その原料が公定規格（保証すべき成分の最小量や含有が許される有害成分の最大量の基準）を満たすことが前提です。

1 3 配合規制の見直しにより、従来、化成肥料として公定規格に定められていた肥料については廃止され、全て指定混合肥料に移行する必要がありますか。

答： 化成肥料の公定規格は引き続き維持するので、全て指定混合肥料に移行する必要はありません。今後は、生産業者の判断で、登録済み肥料のみを原料とした化成肥料について、引き続き登録肥料として生産するか、指定化成肥料として届出のみで生産するかを決めていただくこととなります。

1 4 保証票の一部ウェブ表示について、利用する際の利用料などの負担はありますか。

答： 当面の間は、肥料事業者の利用料などの負担は求めない方向で、令和2年度中にウェブ表示をできるようにするためのシステム開発を行うこととしています。

15 指定混合肥料の届出事項や届出先を教えてください。また、収入印紙は必要ですか？

答： 指定混合肥料の生産業者又は輸入業者は、その事業を開始する1週間前までに、農林水産省令で定める様式に従って届出を行う必要があります。届出事項については、現行の指定配合肥料に準じた事項（業者名、本社住所、肥料の名称、生産事業場の名称及び住所、保管場所の住所）に加え、製造する指定混合肥料の区分（指定配合肥料又は指定化成肥料、特殊肥料入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料の別）とすることを検討しています。

届出先については、原則として都道府県知事の登録又は都道府県知事への届出を行っている肥料のみを原料とする場合、又はこれら知事に登録・届出した肥料と土壌改良資材を混合した場合は都道府県知事への届出となり、それ以外は農林水産大臣（地方農政局を想定）への届け出となります。

なお、届出にあたり、収入印紙は不要です。

16 既に届出を行っている指定配合肥料について、新たに届出が必要ですか。また、保証票の様式を変更する必要がありますか。

答： 既に指定配合肥料として届出を行っているものについては、新たに届出をする必要はありません。一方、新制度の施行後に生産を開始する肥料については、新制度に基づく届出や表示が必要となります。

既に指定配合肥料として届出を行っているものについては、これまでの保証票の様式を変更する必要はなく、従来の包材を利用できることとする予定です。もちろん、施行後に新しい様式に変更することも可能です。

17 現行の指定配合肥料においても水造粒は認められていますが、今後このような肥料は指定化成肥料として届出が必要ですか。

答： 登録済み肥料のみを原料として配合した肥料を水造粒したものについては、引き続き指定配合肥料とする方向で検討中です。既に指定配合肥料として届出を行っている場合には、施行後新たに届出をする必要はありません。

18 令和2年度中に、オンライン上で指定配合肥料の生産や登録事項の変更に係る届出等が可能となるとのことですが、登録申請はオンライン上ではできないのですか。また、都道府県知事に対する届出等についても同様にオンライン化されるのですか。

答： 登録申請に係るオンライン手続きに当たっては、手数料納付の電子化が不可欠であることから、現在、手数料の電子納付に係るシステム開発について関係機関との調整を行っているところです。電子納付の運用時期は、現時点では未定です。

また、都道府県知事に対する届出等については、各都道府県の事情等も踏まえる必要がありますが、国と同様、オンラインでの届出等が導入されるよう調整を図っていきたいと考えております。

19 原料帳簿に記録すべき具体的事項について教えてほしい。また、購入する原料肥料の保証票も合わせて保管・管理する必要がありますか。

答： 原料帳簿には、肥料の原料の名称（肥料であれば肥料の名称）、仕入数量や仕入先に加え、最終肥料に使用した原料の使用量又は使用割合を記載し、保管していただくことを検討しています。購入する原料肥料の保証票の保管・管理及び受入については、現在、検討中です。

20 生産事業者が独自に作成・保管している帳簿についても、必要な項目が記載されていれば原料帳簿として認めてもらえるのでしょうか。

答： 肥料事業者が独自に作成している帳簿であっても、帳簿に記載すべき事項（肥料の原料の名称、仕入数量や仕入先に加え、最終肥料に使用した原料の使用量又は使用割合を記載することで検討中）が記載されていれば、新たに帳簿を作成せずにすむよう、検討を進めてまいります。

2 1 原料帳簿の備付けの方法について、紙媒体や電子媒体等の制限はありますか。

答： 現在の帳簿についても、電子媒体又は紙媒体で保存することが認められています。このため、原料帳簿についても、同様に電子媒体又は紙媒体で保存していただくことを予定しています。

2 2 輸入肥料が他の肥料の原料として使用されるかどうかについては、販売先の工場でないと分かりませんが、そのような場合でも帳簿が必要ですか。

答： 輸入業者が輸入した肥料を肥料生産業者や肥料の販売業者に販売する場合は、輸入業者は販売先やその数量などを「販売帳簿」に記載し、保管する必要があります。

一方で、産業副産物を原料とする肥料（例：副産〇〇肥料）、又は、多様な原料を配合する肥料（例：原料表示のある化成肥料）を輸入又は生産する際は、当該肥料の輸入業者又は生産者が「原料帳簿」を作成する方向で検討しております。

輸入肥料を原料として販売先で新たな肥料が生産される場合、輸入業者は、他の肥料の原料として使用されるかどうかまでは分かりませんが、自身の販売帳簿に販売先等を記載し、新たな肥料を生産する事業者（販売先）においては原料帳簿に記載することになります。

2 3 原料帳簿に記録する原料名は正式名称でないといけないのですか。照合一覧等があればペットネーム等で記録してもよいのですか。

答： 原料帳簿に記載する内容は、肥料の名称で記載するか、肥料の種類で記載する方向で検討しております。なお、正式な登録肥料や届出肥料の名称とペットネームの照合一覧があれば、ペットネームでの記載も可能とすることも検討しております。

2 4 原料帳簿の備付け義務に違反した場合の罰則について教えてほしい。

答： 原料帳簿を備え付けず、必要な記載をせず、又は虚偽の記載をした者には、肥料法第 39 条第 4 項及び第 40 条第 2 項に基づき、30 万円以下の罰金が科されることとなります。

2 5 原料帳簿の備付けは、すべての肥料事業者が対象となるのでしょうか。輸入業者や外国登録生産事業者であっても帳簿の備え付け義務の対象となるのでしょうか。

答： 原料帳簿の備付けは、多様な原料を使用して生産される肥料（副産〇〇肥料、汚泥肥料など）を取り扱う業者を想定しております。このため、生産業者に限らず、輸入業者、外国登録生産事業者に対しても原料帳簿の備付けを義務付ける予定です。詳細は省令で定めることとしています。

2 6 原料規格については、原料だけでなく使用できる材料についても定められるのですか。

答： 原料規格において、使用できる材料を定める予定はありません。
肥料に使用可能な材料は、肥料を生産する過程においてその肥料の効果を高めるものとして肥料原料とは別に使用が認められるものです。
一部の届出による生産が可能な肥料（指定混合肥料等）に使用できる材料や、牛等が肥料を摂取することを防止する摂取防止材については予め定めませんが、その他の材料については、これまでも登録審査の際に個別に使用の適否を判断しており、今後もその点は変わりません。

2 7 公定規格と原料規格の違いは何ですか。

答： 公定規格は、肥料の種類や最低保証成分量、有害成分の基準等、最終製品としての肥料の品質を定めたものであり、原料規格は原料の種類名や原料の発生工程等、肥料に使用可能な原料を定めたものになります。なお、原料規格は公定規格の一部として設定する予定です。

28 原料規格に含まれない産業副産物由来原料を利用したい場合の手続きはどのようなのですか。

答： 原料規格に含まれない産業副産物由来原料を使用した肥料については、これまでと同様、仮登録により生産・流通を認め、その後原料規格に新たな原料を追加することを想定しています。

29 原料規格制度の導入により、既に登録を取っている肥料の原料・材料が今後利用できなくなる可能性がありますか。

答： 原料規格は、副産系肥料について定める予定です。これまでの副産系肥料の登録に当たり使用実績のある原料は、基本的に全て原料規格に定める原料の範囲に含める予定です。また、今まで使用することのできた材料が今後使用できなくなることはありません。

30 被覆肥料の緩効性に関する表示基準について、具体的な内容を教えてほしい。

答： 緩効性の指標として、肥料中の成分がどの程度の期間のうちにどの程度溶出するのかといった情報を、農家が製品同士を比較できる形で提供することが重要と考えています。こうした情報を提供するための分析法や表示形式等について、統一的なルールを定めることを検討しています。

3 1 意図しない虚偽宣伝を未然に防ぐため、虚偽宣伝に該当する具体的な事項を例示してほしい。また、チラシ等の内容について事前に相談することは可能ですか。

答： 改正法では、保証票に限らず、新たに肥料容器やチラシ等に使用した原料や材料等に関する虚偽の宣伝を禁止しています。原料等の虚偽宣伝に当たる表示の具体例については、原料管理制度の内容が決まり次第、農林水産省HPで公表し、周知することを検討しています。

チラシ等の事前相談については、虚偽宣伝に該当するか否かは、その内容や宣伝方法により様々なケースが想定されることや、他法令にも抵触するおそれがあるため、原則として事業者自らが客観的な事実に基づいた宣伝内容とすることが重要と考えています。

3 2 「汚泥」という名称は、負のイメージが強く、有害重金属を含んでいなくても肥料原料として利用しにくいと考えますが、「汚泥」の名称は変更しないのですか。

答： 汚泥の排出元や肥料生産業者からは、「汚泥」の名前を変更してほしいとの要望をいただくことがあります。一方、肥料と利用する農家にとっては、「汚泥」を原料とする肥料かどうかを正確に知りたいというニーズもあると考えており、現時点で、「汚泥肥料」の名前を変更することは考えていません。

3 3 食品工場から出される排水を処理した汚泥を指定混合肥料として配合可能とできるか検討中とのことですが、検討スケジュールを教えてください。また、食品工場から出される排水を処理した汚泥のように、内容が一定で成分も安定しているものだけでも「汚泥」の名称は変更しないのですか。

答： 食品工場（例えば、ジュースやビールの工場）から出される排水を処理した汚泥は、一般排水を処理した下水汚泥と異なり、内容が一定で成分も安定しているため、これらについては「汚泥」の定義から外すよう公定規格の見直しを検討したいと考えています。公定規格の見直しは、令和2年12月頃に公布し、令和3年12月頃に施行の予定です。

3 4 化学肥料と堆肥とでは、単位面積当たりの必要量（施用量）が大きく異なりますが、両者を混合した肥料の製造や利用に関してどのようなイメージを持っているのですか。

答： 今回の法改正で堆肥と化学肥料の配合が可能となることにより、堆肥の足りない成分を補った肥料や土づくりと施肥が同時にできる肥料を生産できるようになります。

具体的には、堆肥をベースとして、堆肥の足りない成分について化学肥料を配合することにより、成分が安定して肥効を見込みやすいほか、土づくりと施肥が同時にできる肥料が考えられます。

このほか、現在も相当量流通している有機入りの化成肥料の原料として堆肥が配合可能となり、こうした肥料のコストの低減や新たな展開も期待されます。

また、これらの取組に堆肥のペレット化などを組み合わせることにより、堆肥の入手しにくい地域や施肥できる機械をもっていない農家などでも、堆肥の施用がしやすくなり、堆肥やその肥料原料としての活用が進むことが期待されます。

35 保証票のフォントサイズが8以上とありますが、測定方法は定められているのですか。

答： フォントサイズは、日本工業規格Z8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさで、かつ、統一のとれた活字とすることを考えております。

36 農家自身による肥料の配合は、施用者委託配合であり、肥料法の規制の対象外であるという理解でよいですか。

答： 農家自身が自ら施用するために肥料を配合することについては、施用者委託配合ではなく、自家生産に該当します。ただし、農家が、配合した肥料を他者に譲渡・販売する（有償・無償を問いません）など、業として生産・販売をする場合には、肥料法が適用されます。

37 施用者委託配合の一農家の定義はどこまでですか。
（営農法人も一農家としてよいのですか？）

答： 施用者委託配合における施用者は、施肥を行う1つの経営体（個人の農家、農地所有適格法人をはじめとする会社や組合等の法人を含む。）となります。

38 輸入原料が原因で何らかの問題が発生した場合、その原料を使用した肥料製造業者も違反に問われるのですか。

答： 輸入原料が原因で製品に何らかの問題が発生した場合、その肥料を製造した業者に、被害が広がらないよう対応を依頼することになるのは、改正後も同様です。生産業者の生産した肥料において、植物に害があると認められるに至った場合には、当該肥料の譲渡若しくは引渡し又は施用を制限し、又は禁止すること等の措置を行うことがあります。肥料の生産業者は自身の生産した肥料について、責任を有しておりますので、使用する原料の管理を徹底し、適切な肥料の生産を行って下さい。

39 今回の見直しによって、輸入肥料中の有害成分に関する規制は変更されますか

答： 今回の見直しにより新たに導入される原料管理制度は、国内生産肥料、輸入肥料に等しく適用されるものとなりますが、有害成分に関する規制を変更することは予定していません。また、公定規格の見直しにより、いくつかの公定規格を統合することを検討していますが、有害成分の基準については現行の公定規格より厳しくすることも、緩くすることもない方向で検討を進めている所です。